

墨田区不燃建築物建築促進助成条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(助成金の交付対象)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この条例による助成金のほかに<u>国、区又は他の地方公共団体等から規則で定める助成金等を既に受け、又は受けることができる建築主に対しては、この条例による助成金は交付しない。ただし、規則で定める場合においては、この条例による助成金の全部又は一部を交付することができる。</u></p> <p>(助成金の額)</p> <p>第5条 助成金の額は、建築する不燃建築物1棟につき、<u>460万円</u>とする。ただし、区長が防災上特に必要があると認めた場合は、規則で定める額をこれに加算することができる。</p> <p><u>(助成対象確認等)</u></p> <p>第6条 <u>助成金の交付を受けようとする者は、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請を行う際に、規則で定めるところにより、当該不燃建築物の建築が助成対象となるかどうかについて、区長の確認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により不燃建築物の建築が助成対象である旨の区長の確認を受けた者</u> (以下「助成対象者」という。)は、当該不燃建築物の建築の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、直ちに区長の変更の承認を受けなければならない。</p> <p>(助成金の交付申請等)</p>	<p>[同左]</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この条例による助成金と同種の助成金(以下「同種の助成金」という。))<u>を受けることができる建築主に対しては、この条例による助成金は交付しない。ただし、同種の助成金の額がこの条例による助成金の額に満たない場合は、この限りでない。</u></p> <p>[同左]</p> <p>第5条 助成金の額は、建築する不燃建築物1棟につき、<u>210万円</u>とする。ただし、区長が防災上特に必要があると認めた場合は、規則で定める額をこれに加算することができる。</p> <p>2 <u>前条第2項ただし書の規定に該当する場合の助成金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した助成金の額から同種の助成金の額を控除した額とする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[同左]</p>

第7条 助成対象者は、規則で定めるところにより、交付の申請を行い、区長の交付の決定を受けなければならない。

(建築主に対する指導等)

第8条 区長は、助成金を交付するに際し、必要と認めるときは、建築主に対し、当該建築物についての防災性能の強化が図られるよう助言又は指導を行い、及び条件を付すことができる。

(交付決定の取消し等)

第9条 区長は、交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、交付の申請を行い、区長の交付の決定を受けなければならない。

[同左]

第7条 区長は、助成金を交付するに際し、必要と認めるときは、建築主に対し、当該建築物についての防災性能の強化が図られるよう助言・指導を行い、及び条件を付すことができる。

[同左]

第8条 [同左]

(1)～(3) [略]

2 [略]

[同左]

第9条 [同左]

付 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証を交付された墨田区不燃建築物建築促進助成条例第2条第1号に規定する不燃建築物について適用し、同日前に当該検査済証を交付された当該不燃建築物については、なお従前の例による。